

◎新潟県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護事業所越路あいあい	新潟県長岡市浦字浦谷内 9609 番地	社会福祉法人あいあい	平成 26 年 2 月 1 日
訪問介護 介護予防訪問介護	ヘルパーステーションあたたか柏崎	新潟県柏崎市松美 2 丁目 5 番 38 号	株式会社新潟ゆうあい	平成 26 年 2 月 1 日
通所介護 介護予防通所介護	ツクイ五泉赤海	新潟県五泉市赤海 2 丁目 6 番 14 号	株式会社ツクイ	平成 26 年 2 月 1 日
通所介護 介護予防通所介護	リハステーションみどりおか	新潟県阿賀野市緑岡 3 番地 15	株式会社リハステーションみどりおか	平成 26 年 2 月 1 日